

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画

下線部は主な変更点



(令和4年度改定) (案)

令和5(2023)年〇月

つなげよう 自転車の



I 自転車等総合計画について (素案 P1~)

- 自転車は、日常生活だけでなく、観光、環境、健康、防災等、様々な場面で気軽に活用できる交通手段です。
- 一方、自転車事故の増加、放置自転車の発生など、自転車の活用が進むにつれて課題も目立つようになりました。
- 本計画は、区内での自転車の諸課題を改善し、さらに区内で暮らし、活動する全ての人にとって快適な都市環境の維持・向上を図るために策定したものです。
- 国や都の自転車活用推進計画や、コロナ禍を経て変化した社会情勢等を踏まえ、今後の5年間の計画として令和4年度に見直したものです。

■国の計画等

- ・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン
- ・自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン
- ・自転車活用推進計画
- ・道路交通法

■都の計画等

- ・東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
- ・東京都自転車安全利用推進計画
- ・東京都自転車活用推進計画
- ・東京都自転車通行空間整備推進計画

■区の条例(根拠条例)

- ・新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例

■区の上位計画等

- ・新宿区総合計画
- ・新宿区まちづくり長期計画

■新宿区 自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画

【根拠法】 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、自転車活用推進法

【包含する計画】 自転車活用推進計画 【関連計画】 自転車ネットワーク計画

平成30年度から令和9年度まで (計画後期 令和5年度~)

II 目標と基本方針 (素案 P25~)

- 区内での自転車の課題の解決に向けて、基本方針を「走る」「止める」「守る」「伝える」にまとめ、互いに連携させ施策を推進します。

■計画後期に当たって配慮すべき新たな視点

■自転車活用推進の視点

環境形成	自転車ネットワーク、自転車シェアリングなど、自転車を使いやすい環境をつくる
健康増進	ライフスタイルの多様化に合わせて、自転車を楽しみながら利用できる環境をつくる
観光振興	観光資源等を活用しながら、区民や観光客が自転車を楽しめる環境をつくる
安全・安心(防災)	自転車の安全な利用環境とともに、災害時にも活用できる環境をつくる

■社会情勢の変化の視点

コロナ禍による影響	コロナ禍を受けて働き方、暮らし方が変化した中での自転車の使い方に対応する
新たなサービスへの対応	フードデリバリーなど新たな自転車利用へのルール・マナー向上に対応する
自転車利用の多様化	子どもの送迎や健康づくり、観光・レジャーなど、多様化する自転車利用に対応する

目標像

つなげよう自転車の「わ」

走る環

自転車が「走る」環境を整える

止める輪

自転車を「止める」環境の質を高める

守る和

ルールやマナーを「守る」意識を育てる

伝える話

自転車の情報を「伝える」対象を広げる

【4つの基本方針】

走る
環

自転車が「走る」環境を整える

(素案 P30~)

誰もが自転車をまちなかで快適に利用でき、自転車を利用しない人も安心して通行できるように、自転車通行環境を整える取組を進めます。

枠組み A
自転車通行環境の整備

自動車利用者、自転車利用者、歩行者等それぞれが、安全で快適に道路を通行できる環境の実現を目指します。

■ 具体の施策

A-1 自転車通行環境の整備

A-2 自転車通行ルール・マナーサインの整備推進 新規

枠組み B
自転車シェアリングの拡充

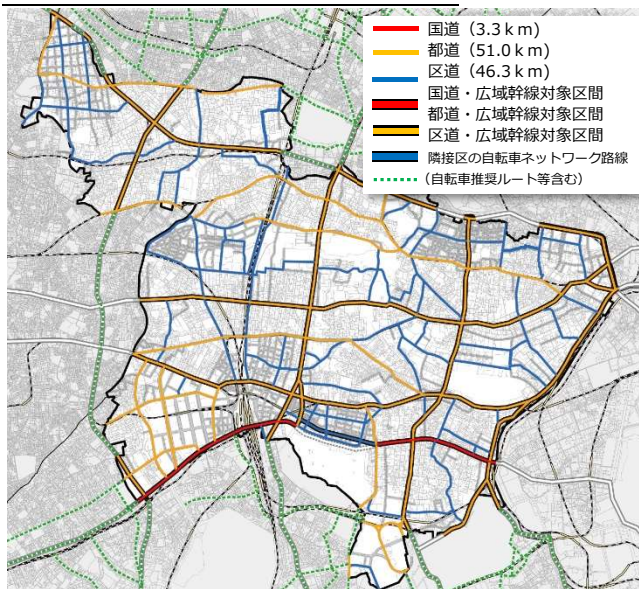
誰もが自転車を利用でき、まちの回遊性を高める自転車シェアリングの利便性を向上させます。

■ 具体の施策

B-1 関係機関と連携した広域相互利用の促進

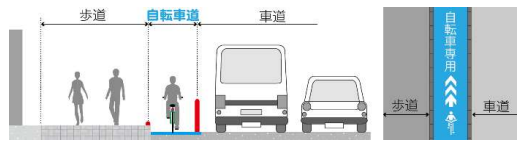
B-2 公共空間等へのシェアサイクルポート設置推進 新規

■ 新宿区自転車ネットワーク整備対象路線

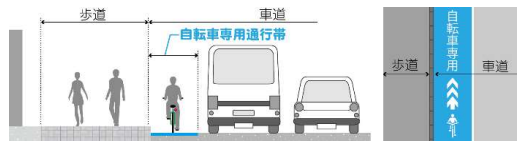


■ 自転車通行空間の整備形態

■ 自転車道 (構造物と交通規制による完全分離)



■ 自転車専用通行帯 (交通規制による車線分離)



■ 車道混在型 (自転車ナビライン・ナビマーク) (通行場所と進行方向を示す法定外表示)



守る
和

ルールやマナーを「守る」意識を育てる

(素案 P47~)

自転車利用のルール遵守やマナー意識の向上を図り、安全で安心な調和のとれた自転車利用環境の創出を推進します。

枠組み E
自転車利用のルールやマナーの向上

自転車を使う人だけでなく、自転車を使わない歩行者や自動車利用者等、誰もが自転車の交通ルールやマナーを熟知し、それを守る意識を高めます。

■ 具体の施策

E-1 「走る」「止める」に関するルールやマナーの周知を推進

E-2 通行ルールが一目で分かるサインの導入

E-3 地域や警察等と連携した啓発・指導の強化

E-4 放置自転車等の撤去、保管及び返還の仕組みの見直し

E-5 新たなモビリティ、自転車配達業務等へのルール・マナーの推進 新規

E-6 外国人に対するルール・マナーの周知の推進 新規

枠組み F
自転車利用に関する学びの場の拡充

対象者を拡充して交通安全教室を開催し、より効果的にルール等を守る支援を行います。また、既存の連携体制をさらに強化し、効率的かつ効果的な学びの場を構築します。

■ 具体の施策

F-1 幼児、児童、生徒、学生等に向けた交通安全教育の充実

F-2 企業主体の自発的交通安全教育への支援

F-3 子育て世代及び高齢世代に対する交通安全教育の充実

F-4 地域イベント等を活用した交通安全教育の拡充

F-5 保護者等も参加した幼児・児童交通安全教育の充実 新規

止める 輪

自転車を「止める」環境の質を高める

(素案 P39~)

自転車が正しく駐輪場に止められて、放置がないまちになるように、地域の特性に応じた駐輪環境を整える取組を進めます。

枠組み C

利用しやすい駐輪場の提供

子ども乗せ自転車、スポーツ車等の普及に合わせて多様なニーズに対応し、駐輪場の利用しやすさを向上します。

■ 具体の施策

- C-1 民間事業者を活用した誰もが利用しやすい駐輪環境の整備
- C-2 駐輪ニーズを踏まえた駐輪場利用形態の見直し

枠組み D

民間と連携した駐輪場の整備・運用

買い物等の目的で、集客施設に集まる自転車の駐輪環境を充実させる手段の1つとして、附置義務駐輪場の有効活用を図ります。

■ 具体の施策

- D-1 附置義務駐輪場の制度の見直し
- D-2 民間事業者を活用した駐輪場の拡大に向けた取組の推進
- D-3 民間駐輪場との連携、活用の検討

新規

伝える 話

自転車の情報を「伝える」対象を広げる

(素案 P56~)

自転車を利用する・しないの立場の違いや、言葉の壁を越えて、自転車に関する多様な情報を、分かりやすく発信していく取組を進めます。

枠組み G

自転車を活用しやすい環境づくり

国や都の自転車活用の方針を踏まえながら、自転車の楽しみ方や、安全利用に関する情報等について、様々なツールや周知の場を用いた情報提供を推進します。

■ 具体の施策

- G-1 自転車の利用を促進する情報提供の充実
- G-2 外国人向けの情報提供の充実
- G-3 シェアサイクルの利用促進・利便向上に向けた情報提供の充実
- G-4 災害時における自転車活用の検討

新規

枠組み H

自転車利用のきっかけづくり

環境や健康等の観点からの情報提供を充実するとともに、自転車を楽しむ機会を増やすなど、新たなきっかけづくりの場をつくりまします。

■ 具体の施策

- H-1 環境面からの自転車利用の促進に向けた取組の検討
- H-2 健康面からの自転車利用の促進に向けた取組の検討
- H-3 自転車を楽しむことができる場所づくりの検討

新規

新規

新規

枠組み I

安全・安心で快適な自転車利用に向けた情報提供の充実

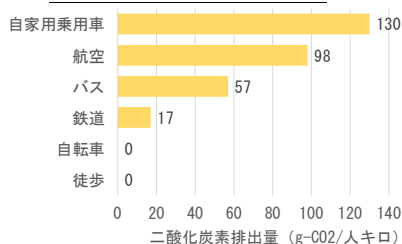
駐輪場や通行環境など区内で自転車を利用するための便利な情報や、自転車保険や整備・点検等に必要の情報等を充実させます。

■ 具体の施策

- I-1 自転車通行環境、駐輪場等の分かりやすい情報提供の推進
- I-2 安全・安心に自転車を利用するための情報提供の充実
- I-3 自転車保険への加入促進に向けた周知・啓発

【環境】 ヒト1人1km 運ぶときの二酸化炭素の排出量

- ヒト1人が1km 移動するときの二酸化炭素排出量を比較すると、自動車は、多くの二酸化炭素を排出していることが分かります。
- もし、自動車での移動を、自転車に置き換えることができれば、地球温暖化の緩和につながります。



出典：出典：2022年版「運輸・交通と環境」(公財 交通エコロジー・モビリティ財団)

【健康】 自転車の運動強度

- 色々な運動や生活での活動の強度を比較する指標 METs では、生活活動の「自転車」は4METs、運動活動の「サイクリング」は8METsとなります。
- 生活活動「自転車」でも、運動活動でのウォーキング・軽い筋トレや、水中ウォーキングと同程度の運動になるとされています。

- 身体活動のメッツ(METs)表 -

運動活動	METs	生活活動
	1	安静に座っている状態(1) デスクワーク(1.5)
ヨガ・ストレッチ(2.5)	2	料理・洗濯(2.0)
ウォーキング(3.5) 軽い筋トレ(3.5)	3	犬の散歩(3.0) 掃除機かけ(3.3) 風呂掃除(3.5)
水中ウォーキング(4.5)	4	自転車(4.0) ぼろくち掃除機(4.0) 運動や散歩(4.0)
かなり速いウォーキング(5.0)	5	動物と活発に遊ぶ(5.3) 子どもと活発に遊ぶ(5.8)
山登り(6.5)	6	
ジョギング(7.0)	7	
サイクリング(8.0)	8	階段を速く上る(8.8)
なわとび(12.3)	12	

出典：国立健康・栄養研究所「身体活動のメッツ表」(改訂版)より作図

IV 計画の達成目標 (素案 P65~)

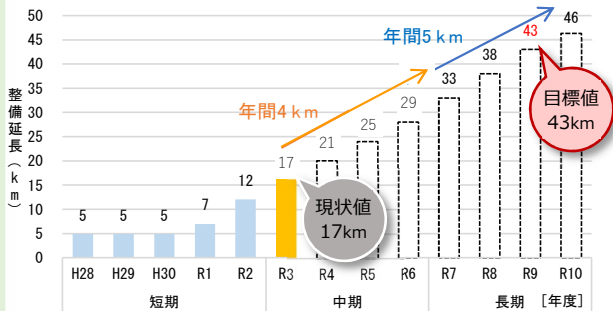
目標 1

安全・安心で快適な自転車通行環境を実現します。(素案 P67)

自転車通行環境を整備し、自転車を利用する人、利用しない人ともに、安全・安心で快適な環境を創ります。

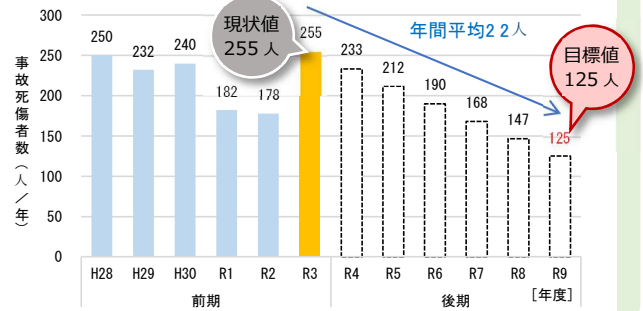
指標①-A 自転車通行環境の整備延長

前期での自転車通行空間の整備区間数に対して、より進捗が分かりやすい整備延長に見直し、毎年4~5kmの着実な整備を行なうものとなりました。



指標①-B 自転車関連事故の死傷者数

将来の削減目標に対して、令和3年に増加に転じた状況を鑑み、悪化した現状からでも、計画当初の目標の達成を目指すものとなりました。



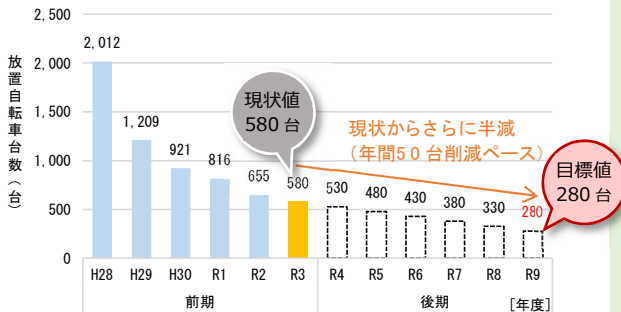
目標 2

適切に自転車を駐輪できる環境を実現します。(素案 P68)

様々な駐輪ニーズに対応した駐輪場の確保を、民間と連携しながら進めることで、放置のない環境を創ります。

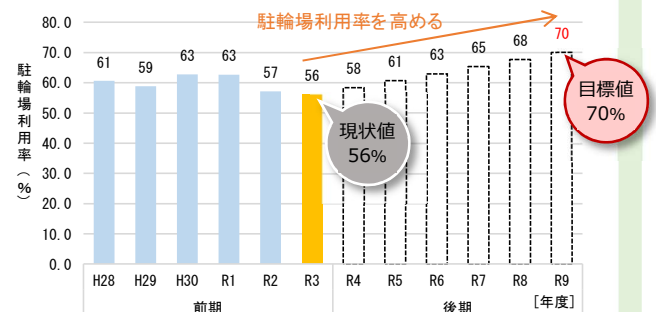
指標②-A 放置自転車台数

既に計画当初の目標を達成しているため、令和3年度の放置自転車関連事業の一括発注等を通じて、現状からさらに半減を目指すものとなりました。



指標②-B 駐輪場利用率

コロナ禍を受けて駐輪場利用率は減少しています。令和3年度以降の駐輪場事業の民間活用を経て、今後も継続的に需要確保を目指すものとなりました。



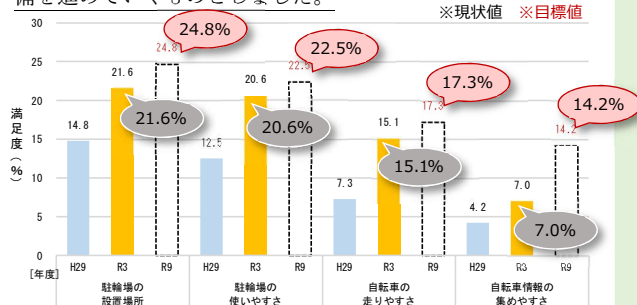
目標 3

自転車を便利に利用できる快適なまちを実現します。(素案 P69)

通行環境、駐輪環境、シェアサイクル等を活用し、自転車利用者、歩行者ともに満足いくまちを実現します。

指標③-A 自転車利用環境の満足度

自転車利用環境の満足度については、情報の集めやすさを除き、中間期として順調に推移しているため、継続した環境整備を進めていくものとなりました。



指標③-B 自転車シェアリングの利用実績

自転車シェアリング事業は、広域連携が拡大し、区外利用も増えてきていることから、広域連携区による回転率を目標値としました。

